## こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表

名前	里•女	午	日	口生 (	農)	郡山市 希望ヶ丘こども園	組 提出日	午	日	П
<del>台</del> 則	カ・メ	+	H			砂田川 伊圭ク耳にこの図	祖 徒山口		H	

※この生活管理指導表はこども園の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って医師が作成するものです。3歳未満は半年に1回、3歳以上は年1回の更新が必要です。

	病型•治療	保育所生活上の留意点					
7	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: )	A 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療の C 欄及び下記 C、E 欄を参照)  E 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容はことも園が保護者と相談のうえ決定)					
食物アイ	B アナフィラキシー病型 1. 食物(原因: 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	B アレルギー用調整粉乳         1. 不要         2. 必要下記該当ミルクにO、又は( )内に記入         ミルフィーHP ・ ニューMA-1					
シャシー	C 原因食物・除去根拠       該当する食品の番号に○をし、かつ《》内に除去根拠を記載         1. 鶏卵       《         2. 牛乳・乳製品       《         3. 小麦       (         1. 鶏卵       (         2. 小麦       (    (       2. 小麦	MA-mi ・ ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他 年 月 日					
	3. 小気	C 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの       医師名					
(あり・	6. 大豆       《       》       ③ Ig E抗体等検査結果陽性         7. ゴマ       《       》         8. ナッツ類*       《       》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・       )	医療機関名 病型・治療の C 欄で除去の際に、より厳しい除 去が必要となるもののみにOをつける					
・なし	9. 甲殻類* 《 》(すべて・エビ・カニ・ ) 10. 軟体類・貝類* 《 》(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ ) 11. 魚卵* 《 》(すべて・イクラ・タラコ・ )	*本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。       電話         1. 鶏卵       : 卵殻カルシウム					
	12. 魚類*       《       》(すべて・サバ・サケ・       )         13. 肉類*       《       》(鶏肉・牛肉・豚肉・       )         14. 果実類*       《       》(キウィ・バナナ・       )         15. その他       《       )         *は( )の中の該当する項目に〇か具体的に記載すること	2. 牛乳・乳製品 : 乳糖 3. 小麦 : 醤油・酢・麦茶 6. 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ : ゴマ油 12. 魚類 : かつおだし・いりこだし 13. 肉類 : エキス ★連絡医療機関					
	D 緊急時に備えた処方薬         1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)         2. アドレナリン注射薬(エピペン®)         3. その他(	- D 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 (					

●こども園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容をこども園の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・同意する
- ・同意しない

保護者署名:\_\_\_\_